

平成23年第1回上富田町議会定例会会議録

(第5日)

開会期日 平成23年3月16日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	浦勝明	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	藪内昭孝	総務政策課 企画員	深見芳治
総務政策課 企画員	藪内博文	総務政策課 企画員	山本敏章
総務政策課 企画員	家高英宏	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	福田稔	住民生活課 企画員	福田睦巳
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

産業建設課長	脇田英男	産業建設課員 企画員	平田隆文
産業建設課員 企画員	植本亮	産業建設課員 企画員	三栖啓功
産業建設課員 企画員	川口孝志	上下水道課長	木村勝彦
上下水道課員 企画員	植本敏雄	教育委員会 総務課長	笠松眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 2 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度西牟婁郡公平委員会予算
- 日程第 3 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 年度 第 5 号
上水道事業 中央監視設備改良工事）
- 日程第 4 議案第 3 5 号 土地取得について
- 日程第 5 議案第 3 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 発委第 1 号 上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 意見書第 1 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- 日程第 8 選挙第 1 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回上富田町議会定例会第5日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第32号～日程第4 議案第35号

議長（奥田 誠）

この際、日程第1 議案第32号、平成23年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件から、日程第4 議案第35号、土地取得についての件まで4件を一括議題とします。

日程第1 議案第32号

議長（奥田 誠）

日程第1 議案第32号、平成23年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、平成23年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号

議長(奥田 誠)

日程第2 議案第33号、平成23年度西牟婁郡公平委員会予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

会議費のことです。

この会議費につきましては、委員会費で85万7,000円となっております。これ、何回ぐらい会議を開く予定ですか。

議長(奥田 誠)

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員(家高英宏)

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

会議費、委員会費の85万7,000円につきましては、委員報酬分が31万8,000円と、会議につきましては、旅費で45万6,000円の東京大会、それと近公連の特別研修会、奈良で1回と県の公連第1回理事会等を含めまして2回、それと町の方で年間1回となっております。

議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号、平成23年度西牟婁郡公平委員会予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号

議長(奥田 誠)

日程第3 議案第34号、工事請負契約の締結について(平成22年度 第5号 上水道事業 中央監視設備改良工事)の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第34号、工事請負契約の締結について(平成22年度 第5号 上水道事業 中央監視設備改良工事)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号

議長(奥田 誠)

日程第4 議案第35号、土地取得についての件を質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

この土地の単価ですが、こういうふうに理解したらよろしいのですか。ここに書いているように見ますと、単価は皆2万284円と、単価。これは雑種地も宅地も皆同じという扱いですか。

それ、お答え願います。

議長(奥田 誠)

町長、小出君。

町長(小出隆道)

岩田地域におきましては、税務課で路線価が表示あります。その路線価を参考にこの価格を設定させていただいております。この路線価よりは低い金額になっております。

以上でございます。

議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、土地取得についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号

議長(奥田 誠)

日程第5 議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

議案第36号を説明します。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

願います方につきましては、住所は、上富田町市ノ瀬876番地の1、氏名は、三栖隆久。生年月日は、昭和25年7月19日生まれでございます。

平成23年3月16日提出、上富田町長小出隆道。

提案理由としましては、平成11年4月より4期12年間委員として上富田町市ノ瀬在住の坂上勝成氏が、この3月31日をもって任期満了となります。坂上氏には引き続き委員としてお願いしたのですが、体調不良ということで委員を辞退されております。

つきましては、坂上氏の後任といたしまして、元町職員として、また税務課職員としてもまた固定資産の評価に詳しい上富田町市ノ瀬876番地1在住の三栖隆久氏を、平成23年4月1日から委員として選任同意方お願いするものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（奥田 誠）

これより本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

日程第6 発委第1号

議長（奥田 誠）

日程第6 発委第1号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読します。

発委第1号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町議会委員会条例（昭和62年条例第11号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月16日提出、提出者、上富田町議会議会運営委員会委員長吉田盛彦。

以上です。

議長（奥田 誠）

提出者より、提案理由の説明を求めます。

11番、吉田盛彦君。

11番（吉田盛彦）

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についての説明をいたします。

上富田町議会委員会条例の一部改正。

第1条、上富田町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中の「4年」を「2年」に改める。

この条例は、公布の日から施行するということであります。

既に皆さんご存じかと思えますけれども、現在、委員会条例では4年となっております。これまでは申し合わせ事項によりまして2年で任期を交代、改選を行っていたのでありますけれども、今回、議会運営委員会で検討した結果、さらにわかりやすいように申し合わせ事項と同じ2年に変えるということですので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第1号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書第1号

議長(奥田 誠)

日程第7 意見書第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長(福田 誠)

朗読します。

意見書第1号、平成23年3月16日、上富田町議会議長奥田 誠殿。

提出者、上富田町議会議員大石哲雄。

賛成者、上富田町議会議員木村政子、同じく木本眞次、同じく吉田盛彦。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、地方自治法第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長(奥田 誠)

提案理由の説明を求めます。

5番、大石哲雄君。

5番(大石哲雄)

この件につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14年の日朝首脳会談以降、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現し、政府においては拉致問題対策本部を設け、政府一体となって問題解決に向けた総合的な対策を推進されているものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び帰国の実現など、拉致問題の解決に向けた具体的な道筋が未だ見出せない状況にあります。

これまで北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全にかかわる拉致問題につきまして、極めて不誠実な態度を取り続けてきた。平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、いったんは北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いております。

拉致事件の発生から既に30年以上が経過する中、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上いたずらに時間を費やすことは決して許されないものであり、早期解決に当たっては、国、地方及び国民が一体となって取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、政府認定・未認定にかかわらず、北朝鮮によるすべての拉致被害者の安否確認と早期帰国を実現するため、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話を進めるなど、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（拉致問題担当）、国家公安委員会委員長、衆議院議長、参議院議長を予定しております。

少し、参考に、私の考えを述べさせていただきますと、この意見書の提出につきましては、今定例会の初日に議場配付されているブルーリボンの会からの要望書にもあるように、北朝鮮による拉致事件につきましては、平成14年の日朝首脳会談以降、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現していますが、その後は依然として霧の中にあり、いまだ解決の道筋すら見えてきません。

そういう状況の中で、今回、これまでの運動を踏まえた拉致被害者全員救出の取り組みをより一層強力に推進するよう、意見書の提出をしたいと思っております。

私もこのブルーリボンの会に賛同する者の一員として、微力ながら拉致問題の早期解決に向けて取り組んでいるところでありますが、ブルーリボンの意味を少し申し上げますと、リボンのブルーは皆さんの視覚に訴えまして、目に訴えまして、拉致事件の認識を皆さんにさらに広めていくというリボンでございます。そして、そのブルーは、拉致被害者と家族の間を引き裂いております日本海の青、それから、拉致被害者と家族を結

んでおります空の青、このブルーの意味をあらわしております。

昨日、テレビで、東北・関東大震災のニュースがございました。その中で、義援金をしている若い方にインタビューをしておりましたが、その方は、同じ日本人の一人としてできることはこれぐらいですけども、わずかでも義援金を送りたいということをお話されておりました。また、サッカーの選手もインタビューで、行方不明者の安否の確認、救出を、より多くの人に早くやってもらいたいと申されておりました。また、一昨日のこの議場における一般質問の際にも、井濶議員が冒頭で、行方不明者の方にも速やかに救いの手をと、こう述べられておりました。皆さんも同じ思いだと思います。

この心、思いを、ぜひとも拉致被害者家族会の皆さんに対しまして、持ち続けていただき、政府に、一刻も早い被害者の真相の究明、救出をするよう、ぜひとも働きかけていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いを申し上げます。

議長（奥田 誠）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶 治君。

12番（井濶 治）

この意見書、大変、趣旨、私も賛同するところでありまして、1つだけお聞きしておきたいのは、4行目の「拉致問題の解決に向けた具体的な道筋が未だ見出せない状況にある」と、こういう文言があります。これは、今この問題で世界的にも、あるいは外交的にも一番やられている、やられているというよりも、基本的に考えられているのは6カ国協議の問題であります。これが再開をしない限り、なかなか2国間協議もできない状況、外交が成立しておりませんので、できない状況になると思うのですが、そういうことも含めてあるのかどうかというのが1点なのです。そういう認識もちゃんと持っていて提案されているのかという問題が1つです。

もう1つ、ブルーリボンはわかったのですが、日本会議和歌山というのは、どういう会でしょうか。

この2つ、お願いします。

議長（奥田 誠）

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

お答えいたします。

6者協議と2国間協議の問題であります。

6者協議の問題につきましては、もちろん核の放棄、北朝鮮の核放棄の問題と密接に絡んでおります。6者協議につきましては、現在全く開催される見通しが立っていないということになっております。

これにつきまして、6者協議で解決すべきだという意見の方と、そうではないと、2国間の国家的な犯罪の問題であるから、2国間で解決すべきだというような意見もございます。拉致されました蓮池透さんが、この問題について、論点20のところで書かれております。それを私は意見の主題としております。それは、核ミサイルと拉致は全く性格の異なる問題であり、拉致問題単独できちとした戦略を取るべきであると、こういうことを書いてございます。私もそのとおりでございまして、包括的な解決、北朝鮮が核を放棄しない限りこの問題は解決しないというような意見の立場ではございません。戦略をもって2国間で対峙していくものだと考えております。

それから、もう1点、日本会議和歌山については、私はあまり知りません。ブルーリボンの会でやっております。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 選挙第1号

議長(奥田 誠)

日程第8 選挙第1号、公立紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

この選挙については、組合議会議員の任期満了に伴い、今回選挙を行うものです。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長(福田 誠)

朗読します。

選挙第1号、公立紀南病院組合議会議員の選挙について。

公立紀南病院組合同規約第6条第1項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成23年3月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(奥田 誠)

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申し合わせにより現議長と議長による指名した議員をもって充てることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

指名します。

公立紀南病院組合議会議員に、11番、吉田盛彦君、私、奥田 誠を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました11番、吉田盛彦君、私、奥田 誠を、公立紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました11番、吉田盛彦君、私、奥田 誠が公立紀南病院組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました11番、吉田盛彦君、私、奥田 誠が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長(奥田 誠)

日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

平成23年3月16日、上富田町議会議長奥田 誠殿。

総務教育常任委員会委員長榎本 敏。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業

誘致について、１１）大型共同作業場について、１２）情報公開制度について、１３）個人情報保護制度について、１４）地籍調査事業について、１５）住宅新築資金、宅地取得資金について、１６）税務関係について、１７）教育活動の推進について、１８）学校教育施設について、１９）社会教育施設について、２０）生涯学習（教育目標）の推進について、２１）上富田スポーツセンターについて、２２）上富田文化会館について。

２．目的については、所管事務調査です。

３．方法及び期間については、委員会審査、期間は、次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長畑山 豊。

調査事項。

１）町建設事業の推進について、２）町道台帳（町道網の整備）について、３）国、県公共土木事業の推進について、４）都市計画について、５）農林水産業について、６）土地改良事業について、７）下排水路、用排水路について、８）災害復旧事業について、９）治山事業について、１０）町営住宅について、１１）砂利採取碎石事業について、１２）宅地造成事業について、１３）水対策について、１４）水道事業について、１５）下水道事業について、１６）農業集落排水事業について、１７）共同污水处理施設事業について、１８）合併浄化槽について、１９）福祉関係について、２０）保育所関係について、２１）環境衛生について、２２）保健衛生について、２３）介護保険について、２４）医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長畑山 豊。

調査事項。

１）高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木村政子。

調査事項。

１）議会広報について。

議会運営委員会委員長吉田盛彦。

調査事項。

１）議会の運営に関する事項、２）会議規則、委員会条例に関する事項、３）議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長（奥田 誠）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された議件の議事はすべて終了しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時04分

（全員協議会開催）

再開 午前10時22分

議長（奥田 誠）

再開します。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成23年第1回町議会定例会を閉会するにあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました議案35件、すべてご承認をいただき、まことにありがとうございます。

今議会へは、平成23年度の町行政運営の基本となる平成23年度の予算関係を上程して認めていただきました。継続事業に加えまして、保育所の統合とか栗ヶ谷住宅の問題もありますし、国保事業等の医療とか福祉事業、23年度から始まる第4次総合計画の事業の推進も取り組んでまいります。しかし、財政運営が非常に厳しいことについてもご理解をいただきたいと思っております。

今、国とか県の財政状況を考えたときには、当面は財政の改善方向に向かうことは困難と思われ、町民の皆様にもご理解をいただき協力をしていただくことが多々ありますので、よろしく願いますし、議員各位にもその点の理解とご協力をお願いします。

また、先ほど説明しました東北地方太平洋地震につきましては、皆様のご意見をいただきながら、被災者の皆さんに頑張ってもらい、復興に取り組んでいただけるようお願いしております。

次に、22年度の予算についてでございますけど、3月31日付で事業を精査し、専決しますので、事前にご理解をください。

また、4月には各学校の入学式、5月にはウエスタンリーグの開催、梅採り体験がありますし、第62回全国植樹祭も開催されます。ただ、これは国とか県がどういう判断をするか、私は今のところわかりません。これらの行事につきましてもご協力をお願いして、閉会のあいさつとします。

本当にありがとうございました。

閉 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成23年第1回上富田町議会定例会を閉会します。

皆さん、どうもありがとうございました。

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 奥田 誠

議事録署名議員 木本 眞次

議事録署名議員 吉田 盛彦